

科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会
特定胚等研究専門委員会運営規則

令和 7 年 6 月 3 日
科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会
特定胚等研究専門委員会

特定胚等研究専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、以下のとおり運営する。

1. 会議及び会議資料の公開について

（1）専門委員会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開する。

①個別利害に直結する事項に係る案件

②審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、専門委員会において非公開とすることが適当であると認める案件

（2）「ヒトES細胞の樹立に関する指針」に基づく樹立計画、「ヒトES細胞の分配機関に関する指針」に基づく分配機関の設置計画又は「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」に基づく届出（以下「計画等」という。）に関する審査における会議資料のうち、計画等の内容に係る会議資料については、知的財産権の保護、個人情報の保護又は審査の中立性等の観点から、専門委員会の委員、5.の規定に基づく外部有識者及び説明者に限り配布するものとする。

（3）1.（2）に掲げる審査以外の議題における会議資料においては、知的財産権の保護、個人情報の保護等の観点から、専門委員会において非公開とすることが適当であると認める会議資料は、専門委員会の委員、5.の規定に基づく外部有識者及び説明者に限り配布するものとする。

2. 議事録の公開について

専門委員会の議事録は、公開する。ただし、1.（1）①及び②に掲げる場合に該当するときは、議事録に代えて議事概要とすることができる。

3. 審査の際に委員が退席すべき場合について

（1）専門委員会の委員が、審査を行う計画等の関係者である場合には、審査の際に退席するものとする。

（2）関係者の範囲については、次のとおりとし、その他疑義が生じたときは、専門委員会において審議するものとする。

①委員が研究実施者として計画等に記載されている場合

②委員が研究実施者と直接の上司又は部下の関係にある場合

③委員が研究実施者と同一の研究機関（注）に属する場合

（注）ただし、大学にあっては学部、附置研究所等の単位であること。

④委員が研究実施者と当該研究に関する共同研究を行っているなど密接な関係にある場合

⑤委員が計画等に係る機関の倫理審査委員会の委員である場合

⑥その他委員が研究実施者と利害関係にあると考えられる場合

4. 計画等の変更等の審査について

（1）計画等の変更及び、その他主査が判断した事項について審査を行う場合には、各委員に書面による審査を求めた後、全ての委員の同意を得たときに限り、主査の判断により、当該審査結果をもって専門委員会の結論とすることができる。ただし、委員の1名以上から求めがあったときは、会議を開催して審査を行う。

（2）書面による審査において委員より提出された意見及びこれに関する申請者の見解については、全ての委員に対して通知し、審査の参考とする。

5. 外部有識者の出席について

主査は、必要があるときには、適当と認める者を外部有識者として委員会に招致し、意見を求めることができる。

6. その他運営に関する事項について

この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、主査が定めるものとする。